

医薬品成分を含有する製品の発見について

都では、健康被害発生の未然防止のため、都内で販売等される製品の調査及び成分検査を行っています。

今般、下記2製品の成分検査を行ったところ、医薬品成分である「コウボク」及び「ジフェンヒドラミン」が検出されました。

医薬品成分を含むものは医薬品とみなされ、厚生労働大臣の承認を受けずに製造販売することは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「医薬品医療機器等法」という。）で禁止されています。

なお、これまでに当該製品による健康被害発生の報告は受けていません。

【製品概要詳細】

(1)	表示内容	品名	magnolia bark 20EX
		名称	記載なし
		輸入者	記載なし
		原材料	記載なし
	形状	植物粉末	
検出成分	コウボク（ホオノキの樹皮）		
備考	<ul style="list-style-type: none"> 人が経口により摂取する製品においては、コウボク（ホオノキの樹皮）は、専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）として扱われる。 販売サイト等の表示には「人体摂取厳禁です。」との記載があるが、「これを煮て抽出物をごく少量から飲む人はアメリカにいます。」等、当該品を経口で摂取することを暗示する記載がある。 		
(2)	表示内容	品名	セイヨウメハジキ（マリファナリヤ）
		名称	記載なし
		輸入者	記載なし
		原材料	記載なし
	形状	植物粉末	
検出成分	ジフェンヒドラミン（1包（18g）中 ジフェンヒドラミン120mg含有）		
備考	<ul style="list-style-type: none"> 国内ではジフェンヒドラミンの塩酸塩を有効成分とする医薬品（抗アレルギー薬）が承認されている。 販売サイト等には、「お香」と標ぼうしているが「THC に似た作用にあるアルカロイドが含まれる。」旨の記載があり、乱用薬物の一つである大麻の含有成分であるTHC（Δ^9-テトラヒドロカンナビノール）に言及することにより、当該品は人が摂取する目的の製品であることを暗示する記載がある。 		

都民の皆様へ

当該品の摂取により健康被害を受ける可能性が否定できませんので、当該製品をお持ちの方は、直ちに使用を中止してください。また、健康被害が疑われる場合には、速やかに医療機関を受診してください。

（裏面へ続く）

【問合せ先】

福祉保健局健康安全部薬務課
電話：03-5320-4512

【違反の事実】

医薬品医療機器等法第55条第2項（無承認医薬品の販売・授与等の禁止）違反

【試験検査機関】

東京都健康安全研究センター

【都の対応】

- 1 製品を販売した都内店舗（品川区内）に対し、販売中止等を指示しました。
製品配送元の所管である横浜市へ情報提供しました。
- 2 関係団体へ注意喚起のため情報提供しました。

【製品写真】（現品は薬務課で保管しています。）

【magnolia bark 2OEX】



【セイヨウメハジキ（マリファニリヤ）】



参 考

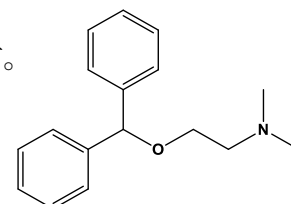
■コウボク（厚朴）は、ホオノキ *Magnolia obovata* Thunberg (*Magnolia hypoleuca* Siebold et Zuccarini)、*Magnolia officinalis* Rehder et Wilson 又は *Magnolia officinalis* Rehder et Wilson var. *biloba* Rehder et Wilson (*Magnoliaceae*) の樹皮である。
含有成分としてマグノフロリン、マグノロール及びホノキオール等を含む。
漢方処方用薬であり、健胃消化薬、瀉下薬、鎮咳去痰薬とみなされる処方及びその他の処方に配合されている。

■ジフェンヒドラミンは、国内ではジフェンヒドラミンの塩酸塩が医薬品（販売名：レスタミンコーワ錠10mg等）として承認されています。

なお、承認されている医薬品の適応と主な副作用は、次のとおりです。

〔適応〕：じん麻疹、皮膚疾患に伴う 痒痒（湿疹・皮膚炎）、春季カタルに伴う痒痒、枯草熱、急性鼻炎、アレルギー性鼻炎、血管運動性鼻炎

〔副作用〕：動悸、めまい、倦怠感、神経過敏、頭痛等



【ジフェンヒドラミン】